

諸外国における規制料金と競争評価の枠組 未定稿

| | | イギリス | ドイツ | フランス | スペイン | アイルランド | イタリア | テキサス州 | NY州 |
|--|--------------------|--|---------------|-------------|-------------|---|-------------------------|---|-------------|
| 家庭向け規制料金の有無 | | 廃止 (2002年) | 廃止 (2007年) | 有 | 有 | 廃止 (2011年) | 有 (2019年7月に 廃止予定) | 廃止 (2007年) | 廃止 |
| 競争評価の有無 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 規制料金の撤廃と競争評価の関係 ○：必要条件と明記されている ●明記はされていない(参考1) | | ○ | ● | ● | ● | ○ | — | ○ | ● |
| 規制料金の撤廃と競争評価の関係 ○：必要条件と明記されている ●明記はされていない(参考1) | | 【主な評価指標】 ●需要家の認知度 ●スイッチング率 ●市場シェア ●新規参入と退出の状況 ●市場への参入障壁等 (参考2) | — | — | — | 【主な評価指標】 ●実質的に活動中の小売事業者数 ●2社以上の小売事業者がシェア10%以上を確保すること ●既存の支配的事業者の市場シェアが一定以下になること (参考3) | — | 【主な評価指標】 ●当該供給区域内において新規事業者のシェアが40%以上に達していること ●一定の期限に達すること *一定の期限までには自動的に規制料金が解除される | — |
| 規制料金解除後の需要家保護 | エネルギー特有の需要家保護策*1,2 | 有 (貧困者等) | 無 | 有 (貧困者等) | 有 (貧困者等) | 有 (貧困者等) | 有 (貧困者等) | 有 (貧困者等) | 有 (貧困者等) |
| | 最終保障 | 有 | 有 | — (規制料金) | 有 | 有 | — (規制料金) | 有り | 有り |

(注) 1 「エネルギーに関する低所得者保護策」とは、一般的な生活保護政策としてではなく、エネルギー政策に関連して実施される社会的弱者に対して適用される特別な割引制度等を指す。

2 EU競争法やEU各国競争法(例えばドイツ)には、市場支配的地位にある事業者による搾取的濫用規制が存在し、公共料金等の値上げに対する措置が執られる可能性がある。

(出典) MURC調査を踏まえ、委員会事務局が加工。

(参考1) 欧州における規制料金の撤廃と競争評価

- 規制料金の撤廃と競争評価の関係は各国ごとに異なる。
- 各国の中には一定期間の経過により自動的に経過措置料金規制が解除される国も存在するが、日本の場合には、「小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、…電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高い」（附則第16条第1項）かどうかの評価が求められる。

| 規制料金撤廃の流れ | 競争状況の評価 | 国の例 |
|-------------------------|---|-------------------------|
| 小売全面自由化の後、 規制料金を撤廃 | 競争進展を確認した上で、 規制撤廃を決定 | イギリス アイルランド |
| | 新規参入や顧客の流動性といった点でイギリス等と 比べると必ずしも競争が進展しているとはいえない 状況であったが、規制料金を撤廃 | ドイツ デンマーク |
| 小売全面自由化と同時に、 規制料金を撤廃 | (自由化と同時のため) 競争状況を確認していない | オランダ オーストリア エストニア |

↓

競争の進展を待たずに、
規制料金を撤廃する国も少なくない

(参考2) 英国における規制料金撤廃時の指標

- 英国では、規制料金撤廃の検討に際して主に下記の指標を活用している。

| 項目 | 指標 |
|-------------|----------------------------------|
| 需要家の経験 | |
| | 需要家が認識している供給事業者数 |
| | 供給事業者別満足度 |
| | スイッチング容易性 |
| | スイッチング実施・非実施に係る理由 |
| | 供給事業者とのコンタクト |
| | 価格情報 |
| スイッチング率 | |
| | グロススイッチング率・ネットスイッチング率 |
| | 解約率 |
| | スイッチングを実施した需要家の属性分類 |
| | スイッチングを実施した需要家の支払い方法分類 |
| | 1年以内の供給者変更を実施する予定 |
| 市場シェア | |
| | 需要家数別市場シェア |
| | 供給量別市場シェア |
| 価格及び非価格オファー | |
| | 料金格差 |
| | 非価格オファーの提供状況 |
| 参入と退出 | |
| | 合併状況 |
| | アクティブな供給事業者数 |
| | ライセンスを供与された供給事業者数 |
| 参入障壁 | |
| | BG社及び既存事業者(ex-PES)のブランド力と広告費の優位性 |
| | スコットランドにおける競争状況 |
| | Prepayment meterの敷設状況 |

(参考3) アイルランドにおける規制料金解除基準

- アイルランドでは、規制料金解除基準として下記の指標を活用している。

設定された基準

- ① 関連市場において、少なくともアクティブな小売供給事業者が3社存在すること
- ② 関連市場において、最低2社以上の独立的小売供給事業者が、少なくとも10%以上のシェア（消費量ベース）をそれぞれ持つこと
- ③ 定義された期間において、既存事業者の市場シェアが、業務用需要家市場においては50%以下、家庭用需要家市場の場合は60%以下となること
- ④ 家庭用需要家によるスイッチング率が10%以上になること
- ⑤ 既存事業者は、CER（Commission for Electricity Regulation）に対し、小売事業部門のブランド変更にかかるコミットメントを示すこと